

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に向けての取り組みが求められています。

一方、急激な少子高齢化が進展し地域を担う人材も減少する中で、公共サービスは、これまで以上にサービスの質の確保や新たなニーズの対応が求められており、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にも係らず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、国の財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、財政力の脆弱な地方の国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであり、「地方創生」や「1億総活躍社会」の観点からも本末転倒であります。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、地方の国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、安定的な地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に下記の事項の実現を強く求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入による自治体のアウトソーシング化は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の成長度合いの違いなど、一律の行政コスト比較にはなじまないことに留意し、地方自治体と十分協議を行うこと。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることが

ないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5. 地域間の財源偏在性を是正するため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月30日

島根県雲南市議会